

電子複写不可

返還史料
原本史料

昭和十九年四月八日

訓令並に訓示綴

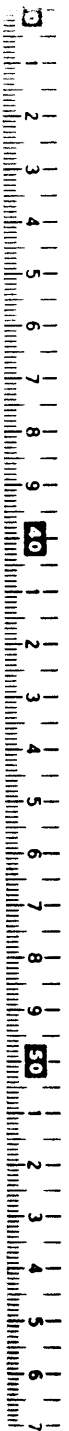
在沖繩要塞建築禁勤務第六中隊

- 5. 32A長訓示 (19.2.31)
- 4. 陸軍大臣訓示 (19.7)
- 2. 新竹防務長官訓示 (19.5)
- 3. 西中軍司令官訓示 (19.6.16)
- 1. 陸軍局長公署兼陸軍病院視察
軍務訓示 (19.4.5)

防衛研修所戰史室



返航 2500-19



陸

軍

凡例

一 本簿六訓及訓示之綴止

係	隊長
○	○

飛行場設立の業開始ニ當リ與フル訓示

本日茲ニ是迄深謝タル諸士ノ吐客ニ接スルハ
 當由江島飛行場設定隊長トシテ誠ニ所堪ニ堪
 エラル處ナリ先ツ以テ最モ危険ノ度多キ長途ノ
 海面ヲ無事航破シ今茲ニ全員揃ツテ新任務ニ
 就クノ榮光ヲ得タルハ之レ御縁威ノ然ラシム
 ル所ハ勿論天祐神助ノ加護ノ賜ト深ク感謝シ
 茲々御縁威ノ尊嚴ヲ深クスルト共ニ生シ我ガ
 國ニ累ケタル幸福ヲ喜ブ次第ナリ
 惟ツニ是下ノ戰局ハ寔ニ重大ニシテ吾等ノ任
 務亦大ナリ運ツニ此ノ地江島ニ優秀ナル航

空軍... 敵艦ヲシテ... 諸士... 進進シ... 以下飛行場... 作業... 進へ... 作業... 動... 袖... ヲ以テ... 進ノ根基... 之ガ爲... 宮城... ラ奉唱... 敵前... 敵潜水艦... 島近海... 虎視耽々

... 敵艦ヲシテ... 諸士... 進進シ... 以下飛行場... 作業... 進へ... 作業... 動... 袖... ヲ以テ... 進ノ根基... 之ガ爲... 宮城... ラ奉唱... 敵前... 敵潜水艦... 島近海... 虎視耽々

一、飛行場ノ設置ニ對シテ、地形ノ適否ニテ成否ヲ
決定スルニ、地質ニシテ堅固ノ地帯ニ在リテ、且
水害ニ對シテ、排水ノ利便ナルベカラズ
三、絶エズ堅忍持久ノ心ヲ堅持セザルベカラズ
日本人ハ熱シ易ク冷メ易キ氣性ノ欠陥ヲ有
ス熟スルハ如何程熱スルニ可ナリ冷メルヲ
許ラス將校以下激烈ナル責任觀念ヲ養成セ
ル軍紀ト以テ信念トニ堅持シ至誠一貫然
ルトシテ其ノ任務ヲ完遂セザルベカラズ
四、要點ニ徹スルヲ要ス
吾等ノ任務ハ急速ニ飛行場設定ヲ完成スル

一、在リ其ノ第一着キトシル處ハ先ツ滑走地
帯ノ完成ニ在リ然シテ其ノ滑走地区ノ内ニ
在リテモ先々ノ補修路ヲ完成シ爾後逐
次全路滑走路所需設備ノ順序ニ完成ス
從ツテ目下ノ重点ハ滑走路ノ完成ニ在リ一
兵タリト雖モ指揮官ノ掌握ヲ離レ勝ニナル
行動ヲ爲スハ嚴ク之ヲ戒メルト共ニ一致協
力萬難ヲ排シテ目的完備ニ邁進スルヲ要ス
五、器具器械ノ尊重愛護ニ遺憾ナカラシムベシ
飛行場設定作業ニ於テ使用器具器械ハ安全

ノ生命ナリ器具器致無クシテ如何ニ當用カ
カスルモ作業ノハ場土セズルニ一兵ニ至ル
近之ガ尊重愛護ニ努メ常ニ整備ヲ完全ニ
以テ作業ノ一向上ニ努ムルヲ要ス

六 勤勞者ト 融和ヲ圖リ其ノ指導ヲ適功ニス
ルヲ要ス

今後ノ作業ニ使役スルハ夫ハ當地駐ニ冲縄
本島ヨリ徴徧スル勤勞者ニシテ其ノ民族性
ハ既ニ説明セシ如クニシテ之等ヲ過スルニ
懇功可寧ニシ其ノ指導ヲ適功ニシテ作業能
率ノ向上ヲ圖ルヲ要ス

ニ在リテ作業ヲ實施シ指導スルヲ要ス

七 危害豫防ニ注ムルヲ要ス

一人ノ不注意ハ萬人ニ及ブ常ニ志氣ヲ緊張
シ諸事ニ注意シテ危害ヲ未然ニ防止スベシ

八 衛生ニ注意シ常ニ作業力ノ向上ニ努ムベシ

本作業ハ限ラレタル人員ヲ以テ限ラレタル
期間以内ニ完成セラルベカラズ一名ニテモ
不注意ニ疎カテ病ヲ生シカ作業力ニ及ボス影
響誠ニ大ナルモノナリ

直ニ衛生ニ注意シ作業力ノ向上ニ努ムベシ

... 完成迄

李章頊ハ既ニ刑罰上陸第一歩ニ注意シ爾後
再言シクルモ今回ハ特ニ勤勞者ノ中ニ一部
婦女子マリテ直學之ヲ接シテ素ヲ實施スル
コト多エラ以テ更ニ一層注意ヲ望メ断シテ
疾シキ行爲ヲ止ムベカラズ

望テテ幸直ニ之ヲ一時ノ性急ニ懸レテ一般
婦女子ト性交ヲ交ヘ或ハ之ニ性交ヲ迫ルト

註サズ断然嚴重ニ處断スルヲ以テ於断
備ハル時發覺婦人外嚴ニ之ヲ憐ムベシ
即チ其等皆厚懲ノ風俗ヲ變シ民
シムルモノナク白ノ善行モ一
ニ級スルヲ以テナリ宜シク上下相戒メテ斷
シテ之ナキヲ期スベシ

可 防諜ニ嚴ニ注意スベシ

諜者ハ常ニ各邊ニ在リ内地ニ級リタリトテ
寸時モ油断スベカラズ絶エズ北滿ニ在リタ
ル心構ニ在ルベシ
之ヲ要スルニ吾等ハ作戦部隊ニシテ作戦ノ要

本二底... 飛行場... 自覺シ... 任務... 最善最大ノ努力ヲ傾注シ以テ最モ理想ナル航空基地ヲ設置シテ作... 應ズルコトヲ望ム期セザルベカラス

右訓示ス

昭和二十五年五月七号

田江島飛行場設定隊長 田村真三郎

飛行場設立作業開始ニ當リ與フル訓示

本日茲ニ望氣發射タル諸士、壯志ニ燃スルハ當即江島飛行場設定隊長トシテ誠ニ忻悞ニ堪エザル處ナリ先ツ以テ最モ危険ノ度多キ長途ノ海面ヲ無事航破シ今茲ニ全員揃ツテ新任務ニ就ク、榮光ヲ得タルハ之レ御褒威ノ然ラシムル所ハ勿論天祐袖助ノ加護ノ賜ト深ク感謝シ茲ニ御褒威ノ尊嚴ヲ深クスルト共ニ是ヲ我が國ニ累ケタル幸福ヲ喜ブ次第ナリ惟ニ現下ノ戦局ハ定ニ重大ニシテ吾等ノ任務亦大ナリ遂クニ此ノ地即江島ニ優秀ナル航

宜し。敵定シ。南。敵。地。西。諸島ノ
所。敵。艦。隊。ヲ。上。ト。進。エ。援。給。セ。シ。メ
ス。一。方。上。南。方。共。登。園。ト。進。ヌ。ル。交。通。連。絡。線
ノ。確。保。ニ。資。セ。ン。ト。ス。
諸。士。遠。征。者。公。宜。シ。テ。此。ノ。重。大。ナル。任。務。完。遂。ニ
邁。進。シ。誓。シ。テ。聖。旨。ニ。副。ヒ。奉。ム。コ。ト。ヲ。期。ス。ヘ
シ。
以下。飛行。場。設。定。作。業。實。施。ニ。當。リ。是。ニ。重。要。事。項
ヲ。述。ベ。シ。務。定。遂。ノ。為。ノ。方。途。ヲ。示。シ。メ。ン。ト。ス
一。作。業。重。心。ノ。確。立。ヲ。期。ス。ヘ。シ

動。モ。ス。レ。バ。地。方。氣。分。ニ。副。レ。不。能。シ。テ。諸。島。人。民
袖。ヲ。忘。レ。軍。態。死。緩。ノ。結。果。ヲ。招。来。ス。ル。事。多。キ
ヲ。以。テ。特。校。以。下。各。隊。ニ。ル。作。業。重。心。カ。作。業。増
進。ノ。根。基。ナル。ヲ。思。ヒ。之。ガ。徹。底。確。立。ヲ。期。ス。ヘ。シ
之。ガ。為。メ。作。業。開。始。前。ニ。作。業。隊。毎。ニ。毎。日
宮。城。遙。拜。戰。破。勇。士。ノ。默。禱。ヲ。務。メ。勸。諭。ノ。全。文
ヲ。奉。唱。シ。之。ガ。具。現。ニ。邁。進。ス。ヘ。シ
二。敵。前。作。業。タ。ル。ノ。觀。念。ヲ。堅。持。シ。マ。ル。ヲ。要。ス
敵。潛。水。艦。ハ。既。ニ。代。カ。南。西。諸。島。海。域。特。ニ。伊。江
島。近。海。ニ。現。出。蠢。動。シ。敵。機。亦。代。カ。本。土。空。襲。ニ
虎。視。眈。々。タ。ル。有。様。ニ。此。ノ。以。上。ニ。在。リ。テ。作。業

ノ生命ナリ 故ニ其ノ注意シテ 一兵ニ至ル
カスルモ 作業ノハ場上一ニス 故ニ一兵ニ至ル
近之ヲ 軍兵ニ送ニテ 常ニ整備ヲ完全ニシ
以テ 作業ノ向上ニ努ムルヲ要ス

六 勤務者ト 融和ヲ圖リ 其ノ指導ヲ適切ニス
ルヲ要ス

今後ノ 作業ニ 使役スルハ 夫ハ 當地ニ 沖繩
本島ヨリ 徴集スル 勤務者ニシテ 其ノ 民族性
ハ 既ニ 説明セシ如クニシテ 是ノ 等ヲ 遇スルニ
懇切丁寧ニシ 其ノ 指導ヲ 適切ニシテ 作業能
率ノ 向上ヲ 圖ルヲ 要ス

カス 曠ク 彼等ノ 模範トナリ 常ニ 主動ノ 指導

ニ在リテ 作業ヲ 實施シ 指導スルヲ 要ス

七 危害豫防ニ 注スルヲ 要ス

一人ノ 不注意ハ 萬人ニ 及ブ 常ニ 志氣ヲ 緊張

シ 諸事ニ 注意シテ 危害ヲ 未然ニ 防止スベシ

八 衛生ニ 注意シ 常ニ 作業力ノ 向上ニ 努ムベシ

六 本作業ハ 限ラレタリ 人員ヲ 以テ 限ラレタル

期間以内ニ 完成セザルハ カラズ 一名ニテモ

不注意ニ 疎カズ 疾病ニ 罹ルカ 作業力ニ 及ボス 影

響誠ニ 大ナルモノナリ

宜シク 衛生ニ 注意シ 作業力ノ 向上ニ 努ムルヲ 要ス

本島嶼ハ既ニ期滿上陸第一歩ニ注意シ爾後
西島ヲシクルモ今日ハ皆ニ勤勞者ノ中ニ一部
婦女子アリテ是レハ人ノ安シク業ヲ實施スル
ニ多クマテ改テ更ニ一島ヲ據テ望メ斯レテ
我レトモ其レハハカラス

皇太子幸直ニ云フ一時ノ注意ニ懸レテ一般
部員子ト性交ヲ交ハ或ハ之ニ性交ヲ迫ルト

備スル地多ク是レ外嚴ニ之ヲ慎ムル
即チ其レ實存軍隊ノ威信ヲ害シ代ハ離及也

シムルモノナク白ノ善行モ一瞬ニシテ水泡
ニ歸スルヲ以テナリ宜シク上下相戒メテ斷
シテ之ヲキヨク期スル

防護ニ嚴ニ注意スベシ

謀者ハ常ニ多ク在リ内地ニ攻リタリトテ
其時モ油斷スベカラズ絶エズ凡蕩ニ在リタ
ル心構ニ在ルベシ
之ヲ要スルニ吾等ヲ作戰部隊ニシテ依幾ノ要

飛機場設定隊長田村眞三郎
自覺シ環境ニ順ハサルコトナク毅然トシ死
志ニ盡シテ仕務貫徹ニ最善最大ノ努力ヲ傾注
シ以テ最モ理想ナル航空基地ヲ設立シテ作
業ノ要スル應ズルコトヲ誓フ斯ニサレバカラ
ズ

右訓示ス

昭和二十五年五月七日

江島飛行場設定隊長 田村眞三郎

飛行場設立作業開始ニ當リ與フル訓示
本日茲ニ覺氣發烈タル諸士ノ吐息ニ接スルハ
當即江島飛行場設定隊長トシテ誠ニ悔悞ニ堪
エザル處ナリ先ツ以テ最モ危険ノ度多キ長途ノ
海面ヲ無事航破シ今茲ニ全員揃ツテ新任務ニ
就クノ榮光ヲ得タルハ之レ御接感ノ然ラシム
ル所ハ勿論天祐神助ノ加護ノ賜ト深ク感謝シ
茲々御接感ノ尊嚴ヲ深クスルト共ニ生ヲ我が
國ニ棄ケタル幸福ヲ喜ビ次第ナリ
惟ツニ現下ノ戦局ハ寔ニ重大ニシテ吾等ノ仕
務亦大ナリ速カニ此ノ地即江島ニ優秀ナル航

立本此に設定シ實上南東ノ航路ノ重要諸島ノ
防備ニ取テ機宜ノ防備ヲ行ハシテ之ヲ確保シメ
ス一方東ト南ヲ其際處トシテ進メル交通連絡線
ノ確保ニ資セントス
諸士滅死誓公宜シ此ノ重大ナル任務完遂ニ
邁進シ誓ツテ聖旨ニ副ヒ奉ルムコトヲ期スベ
シ
以下飛行場設定作業實施ニ當リ共ニ重要事項
ヲ述ベ任務完遂ニ爲メ方途ヲ示シメントス
一 作業員紀ノ確立ヲ期スヘシ

動ヲスルハ紀方氣分ニ副レ不況ノ弊人精
袖ヲ忘レ軍紀死緩ノ結果ヲ招來スル事多キ
ヲ以テ將校以下各級ナル作業員紀カ作業増
進ノ根基ナルヲ思ヒ之ガ徹底確立ヲ期スベシ
之ガ爲作業開始前ニハ作業隊毎ニ毎日
宮城遙拜戰破勇士ノ黙禱ヲ行テ勅諭ノ全文
ヲ奉唱シ之ガ具現ニ邁進スベシ
二 敵前作業タルノ觀念ヲ堅持シタルヲ要ス
敵潜水艦ハ既ニ我ガ南西諸島海域特ニ伊江
島近海ニ現出蠢動シ敵機亦我ガ本土空襲ニ
虎視眈々タル有様ナリ是レ以テ在リテ作業

スル台等ハ當ニ對敵艦ニ對シテ威嚇
監視ヲ實施スルニ以テ敵ノ空海軍ヨリスル
攻撃ニ對シテハ、其ノ對策ヲ考ヘテス

三 絶エス堅忍持久ノ心ヲ堅持テサレハカラス
日本人ハ熱シ易ク冷メ易キ氣性ノ欠陥ヲ有
ス熱スルハ如何程熱スルモ可マリ冷メルヲ
許サズ將校以下激烈ナル責任感ニ對シテ
魚起ト成テ信念トシテ堅持シテ試一貫點
トシテ其ノ任務ヲ完遂セザルベカラズ

四 魚点ニ徹スルヲ要ス

各等ノ任務ハ迅速ニ飛行場設定ヲ完成スル

一 在リ其ノ第一着手トシル處ハ先ツ滑走線
ノ完成ニ在リ然レテ其ノ滑走地正ノ内ニ
在リテ先ヅ、補修路ヲ完成シ爾後逐

次全線滑走線設備ノ順序ニ完成ス

後ツテ目下ノ魚点ハ滑走線ノ完成ニ在リ一

兵タリト雖モ指揮官ノ掌握ヲ離レ勝ニナル

行動ヲ爲スハ嚴一之ヲ戒メルト共ニ一致協

力萬難ヲ排シテ目的完滿ニ達スルヲ要ス

五 器具器械ノ尊重愛護ニ遺憾ナカラシムベシ

飛行場設定作業ニ於テ使用器具器械ハ海軍

生命ナリ 遂ニ器ヲ無クシテ 如何ニ 奮厲セ
カスルモ 亦其力ハ 場上一ニ 故ニ 一兵ニ 至ル
遂ニ之ヲ 專ニ 防護ニ 努メ 常ニ 整備ヲ 完全ニ
以テ 之ヲ 向上ニ 努ムルヲ 要ス

六 勤勞者ト 融和ヲ 圖リ 其ノ 指導ヲ 適功ニ ス
ルヲ 要ス

今後ノ 作業ニ 使役スルハ 夫ハ 當地ニ 沖繩
本島ヨリ 徴徭スル 勤勞者ニ シテ 其ノ 民族性
ハ 既ニ 説明セシ如クニ シテ 之ニ 等ヲ 遇スルニ
懇切ヲ 察ニシ 其ノ 指導ヲ 適功ニ シテ 作業能
率ノ 向上ヲ 圖ルヲ 要ス

ニ 在リテ 作業ヲ 實施シ 指導スルヲ 要ス

七 危害豫防ニ 注ルヲ 要ス

一人ノ 不注意ハ 萬人ニ 及ブ 常ニ 志氣ヲ 緊張
シ 諸事ニ 注意シテ 危害ヲ 未然ニ 防止スベシ
八 衛生ニ 注意シ 常ニ 作業力ノ 向上ニ 努ムベシ
本隊員ハ 限リタル人員ヲ 以テ 限リタル
期間以テ 之ヲ 完成セザルハ 力ニ 及バズ 一名ニ テモ
不注意ニ 操ラズ 務メ 之ニ 力ヲ 注スルニ 務ム
體裁ニ 大ナル 注意ヲ 要ス 作業力ノ 向上ニ 努ム
宜ク 衛生ニ 注意シ 作業力ノ 向上ニ 努ム

... 行場 完成迄
... 要又

... 注意シ爾後
... 一部
... 堅メ断ンテ

... 一般
... 迫ルト

... 外敵ニ
... 離及也

... 水泡
... テ断

... スベシ

... 在リタリトテ

... 在リタ

... 要

飛行場設定隊ナリコトヲ十分
ニ留意シ原簿ニ届ハサルコトナク毅然トシ死
ニ志シテ任務貫徹ニ最善最大ノ努力ヲ傾注
シ以テ最モ理想的ナル航空基地ヲ設置シテ作
業ノ速大ニ應ズルコトヲ望ム期セザルベカラ
ス

古訓示

三子島飛行場設定隊長 田村真三郎

飛行場設立作業開始ニ當リ與フル訓示

本日茲ニ覚気發射タル諸士ノ吐容ニ接スルハ
當即江島飛行場設定隊長トシテ誠ニ憤慨ニ堪
エザル處ナリ先ツ以テ最モ危険ノ度多キ長途ノ
海面ヲ無事航破シ今茲ニ全員揃ツテ新設務ニ
邁クノ榮光ヲ得タルハ之レ御綾威ノ然リシム
ル所ハ勿論天祐袖助ノ加護ノ賜ト深ク感謝シ
茲々御綾威ノ尊嚴ヲ深クスルト共ニ是ヲ我が
國ニ稟ケタル幸福ヲ喜ブ次第ナリ
惟ニ是現下ノ戦局ハ寔ニ重大ニシテ吾等ノ任
務亦大ナリ速カニ此ノ地即江島ニ優秀ナル航

空軍地を設定シ海上南敵ノ地ノ南西諸島ノ
防備ニ敵ノ襲撃ヲシテ寸土ト雖モ侵犯セシメ
ス一方皇ト南方共禁固トヲ達スル交通連絡線
ノ確保ニ資セントス
諸士死奉公宜シク此ノ重大ナル任務完遂ニ
邁進シ誓ツテ聖旨ニ副ヒ奉ヒムコトヲ期スベ
シ
以下飛行場設之作業實施ニ當リ共ニ重要事項
ヲ述ベ任務完遂ヲ爲ノ方途ヲ示メントス
一 作業區劃ノ確立ヲ期スベシ

勤勞スレバ地力氣分ニ副レ不給ニ勤勞人精
神ヲ忘レ軍紀弛緩ノ結果ヲ招來スル事多キ
ヲ以テ將校以下各級ナル作業軍紀ガ作業増
進ノ根基ナルヲ思ヒ之ガ徹底確立ヲ期スベシ
之ガ爲作業開始前ニハ作業隊毎ニ毎日
宮城遙拜戰破勇士ノ黙禱ヲ徳ヲ勸諭ノ全文
ヲ奉唱シ之ガ具現ニ邁進スベシ
二 敵前作業タルハ觀念ヲ堅持シヤルヲ要ス
敵潜水艦ハ既ニ我ガ南西諸島海域特ニ伊江
島近海ニ現出蠢動シ敵機亦我ガ本土空襲ニ
皇虎視耽々タル有様ナリ其ハ由ニ在リ我作業

ハル音子ハ高ニ於テ感念ニ至ルニテ啓戒
監視ヲ至嚴ニシテ敵ノ空海水四ヨリスル
奇襲ニ對シテハ迅速ニ入カラス
三 絶エス堅忍持久ノ心ヲ堅持シテハカラス
日本人ハ熱シ易ク冷メ易キ氣性ノ欠陥ヲ有
ス熱スルハ何處熱スルニ可テリ冷ムルヲ
許スニ終極以下敵烈ナル貴任觀念ト共ニ
軍紀ト以テ之ヲ維持シテ至誠一貫點
トシテ其ノ任務ヲ完遂セザルベカラズ
四 重点ニ徹スルヲ要ス

ニ在リ其ノ第一着ナルトシル處ハ先ツ滑走
ニ完成ニ在リ然シテ其ノ滑走地区ノ内ニ
在リテモ先ノ補修路ヲ完成シ爾後逐
次全幅滑走路所屬設備ノ順序ニ完成ス
從ツテ目下ノ重点ハ滑走路ノ完成ニ在リ一
兵タリト雖モ指揮官ノ掌握ヲ離レ勝ニナル
行動ヲ爲スハ嚴ニ之ヲ戒ムルト共ニ一致協
力萬難ヲ排シテ目的完徹ニ邁進スルヲ要ス
五 器具器材ハ慎重保護ニ遺憾ナクラシムベシ
飛行場設定作業ニ於テ使用器具器材ハ吾等
ノ生命ナリ器具器材無クシテ如何ニ奮勵努

カスルモ休業ノハ場止ニス故ニ一兵ニ至ル
送之ヲ卑直愛護ニ努メ當ニ整備ヲ完全ニシ
以テ休業ノ一向上ニ努ムルヲ要ス

六 勤勞者トシテ融和ヲ圖リ其ノ指導ヲ適切ニス
ルヲ要ス

今後ノ休業ニ便後スル人夫ハ當地並ニ沖繩
本島ヨリ徵集スル勤勞者ニシテ其ノ民族性
ハ既ニ説明セシ如クニシテ之等ヲ遇スルニ
懇切丁寧ニシ其ノ指導ヲ適切ニシテ作業能
率ノ向上ヲ圖ルヲ要ス

ニ在リテ休業ヲ實施シ指導スルヲ要ス
七 危害豫防ニ注意シルヲ要ス

一人ノ不注意ハ萬人ニ及ブ當ニ志氣ヲ緊張
シ諸事ニ注意シテ危害ヲ未然ニ防止スベシ

八 衛生ニ注意シ當ニ作業カノ向上ニ努ムベシ
本休業ハ限ラレタル人員ヲ以テ限ラレタル

期間以内ニ完成セサルヘカラス一名ニテモ
不注意ニ據リ疾病セシカ作業カニ及ボス影

響甚大ナルモ
宜ク衛生ニ注意シ作業カノ向上ニ努ム從

連續執拗ナル攻撃ヲ反覆スル敵ノ常套
手段ナリ

諸隊ハ愈々敵ト決戦ヲ開始セルノ現況ヲ
明認シ本朝ノ戰訓ヲ直クニ活用シ引續ク
戰備ヲ至嚴ニシテ少期攻撃ニ備ヘツツ
協定ノ補綴訓練ノ精到ニカラ致シ以テ
皇土西域ノ防衛ヲ完ウセンコトヲ期スヘシ

昭和十九年六月十六日五時

西部軍司令官下村 定

四月五日醫務局長久留米陸軍病院視察時訓示要旨

一前言

自分ハ今回命ニ依リ久留米陸軍病院ノ衛生狀況視察ニ参リ軍醫
部長及病院長ヨリ具ニ當病院診療等服務ノ現況報告ニ接シ且又親シ
ク之ヲ視軍醫部長及病院長指導ノ下諸官ノ熱誠ナル努力カヨリ當
病院業務ノ向上發展ノ跡著シキ實情ニ接シ嬉シク感シ諸官ノ勤對
ニ感謝ノ御禮ノ言葉ヲ申ヒタルモノナリ

今ヤ時局ハ將ニ重大ナル時ニ際會シ我軍衛生部員ノ責務モ重大ナルモ
ナリ諸官ノ中ニハ召集既ニ數年ニ亘レル者アランモ現在ノ狀況ヲ以テ推
移シカ三年五年否七八年ノ長キニ亘ルコトヲ豫見悟シテ御苦勞ヲ顧ハサル
ヲ得ナイ一般兵科ハ概ネ三四年ニシテ交代スル例ニ比スレバ衛生部員ノ勤務年限
ハ正ニ其ノ倍加シテリト言フヲ得ナリ以テ衛生部員ノ如何ニ少數ニシテ其不足ヲ
補フニテ餘リナリ當テ醫學專門學校ヲ單科大學トナシ學生
ヲ養成シテ之ヲ補充スルニテ最モ速ク最モ良ク教育ヲ施スル

衛生部員ノ如何ニ少數ニシテ其不足ヲ補フニテ餘リナリ當テ醫學專門學校ヲ單科大學トナシ學生ヲ養成シテ之ヲ補充スルニテ最モ速ク最モ良ク教育ヲ施スル

身慮ハ其ノ後ハ其ノ先ニ至リテ其ノ行場ノ完成道
ハ其ノ先ニ至リテ其ノ後ハ其ノ先ニ至リテ其ノ行場ノ完成道
ハ其ノ先ニ至リテ其ノ後ハ其ノ先ニ至リテ其ノ行場ノ完成道

事多岐ハ此ノ期上陸為一步ニ注意シ爾後
所至シクルモ今回ハ特ニ勤勞者ノ由ニ一部
婦女子アリテ自勝之ト接シ作業ヲ實施スル
コト多クエヲ以テ更ニ一層徳操ヲ望メ斯ジテ
疾ニセ行進スルベカラズ

皇不テ率直ニ云フ一時ノ性急ニ駆レテ一般
婦女子ノ性交ヲ交ヘ或ハ之ニ性交ヲ迫ルト

備スル特歎意中婦ノ外嚴ニ之ヲ慎ムベシ

即チ其ノ性急ノ感傷ヲ感シ其ノ離及
シムルモノク白ク言フ一瞬ニテ水泡

ニ歸スルヲ以テナリ其ノ上下相戒メテ断

ミテ之ヲキリ断スベシ

防諜ニ嚴ニ注意スベシ

諜者ハ常ニ多量ニ在リ内地ニ故リタリトテ

亦時ニ油断スヘウラズ絶エテ其満ニ在リタ

此心構ニ在ルベシ

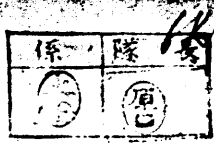
之ヲ要スルニ吾等ハ作戦部隊ニシテ其ノ要

隊長將校准尉曹長給養係主計兵務衛生
 分隊
 又

週	覽	隊長	將校	准尉	曹長	給養係	主計	兵務	衛生	分	隊	大
							(野)			()		

田江島飛行場設定隊長 田村真三郎

防衛諸部隊ニ與フル訓示



昨十五日夜半以後北九州要地ニ侵入セル敵機ハ防衛諸部隊特ニ軍情報隊、防空飛行諸隊及高射砲集團協同一致ノ活動ニ依リ交戦三時間、後其ノ多數ヲ撃墜シ完全ニ之ヲ撃退セリ予ハ緒戦ニ於ケル防空諸部隊ノ戦勝ニ對シ衷心祝音心ヲ表シ深ク將兵ノ勞苦ヲ多トス
 今ヤ敵ハ東西全面的總反攻ヲ開始セリ而テ戦訓ニ徴スルニ一度攻撃ヲ開始スルヤ

連續執拗ヲ攻撃ヲ反覆スハ敵ノ常套
手段ナリ

諸隊ハ愈々敵ト決戦ヲ開始セルノ現況ヲ
明認シ本朝ノ戰訓ヲ直チニ活用シ引續キ
戰備ヲ至嚴ニシテ次期攻撃ニ備ヘツツ
協定ノ補綴訓練ノ精利ニ力ヲ致シ以テ
皇土西戎ノ防衛ヲ完ウセンコトヲ期スヘシ

週	覽	隊長	將校	准尉	曹長	給養係	主計	兵務	衛生	分	隊	長
馬												

四月五日醫務局長久留米陸軍病院視察時訓示要旨

一前言

自分ハ今回命ニ依リ久留米陸軍病院ノ衛生狀況視察ニ參リ軍醫
部長及病院長ヨリ是ニ當病院診療等服務ノ現況報告ニ接シ且又親シ
ク之ヲ視軍醫部長及病院長指導ノ下諸官ノ熱誠ナル努力ニヨリ當
病院業務ノ向上發展ノ跡著シキ實情ニ接シ嬉シク感シ諸官ノ勤對
ニ感謝ノ御禮ノ言葉ヲ申シテ告グ

今ヤ時局ハ將ニ重大ナル時ニ際會シ我軍衛生部員ノ責務モ重大ナルモ
ヨリ諸官ノ中ニ召集既ニ數年ニ亘レル者アラシモ現在ノ狀況ヲ以テ推
移センガ三年五年否七八年ノ長キニ亘ルヲ見悟シテ御苦勞ヲ顧ハサル
ヲ得テ一般兵科ハ概ネ三四年ニシテ交代スル例ニ比スル衛生部員ノ勤務年限
ハ正ニ其ノ倍加シテト言フヲ得ク以テ衛生部員ノ如何ニ少數ニテ其ノ不足ヲ

補フニテ衛生部員ノ如何ニ少數ニテ其ノ不足ヲ
補フニテ衛生部員ノ如何ニ少數ニテ其ノ不足ヲ

多數ヲ獲得スル必要ナル所以ヲカ説シ警告ヲ發スル所アリタルモ時勢ハ當局ノ容ルル所トナラス遂ニ今日ニ至ル今ヤ時局ノ要請急ナルモアリテ一舉國學生徒ノ増加數千名ヲ政府ニ申入レテ裁可決定ヲ得本年四月ヨリ既ニ其ノ實行ニ着手セル次第ナリ即從来ノ數ニ對シ倍數以上ニ達スル譯ナリ然レドモ現下ノ苛烈ナル時局ニ際シテハ之ヲモ尚手緩シトシ現國學生徒ノ最高學生ハ直ニ軍内診療ノ實質ヲ放棄去月ニ就カセ初學年ノ一年二年ハ衛生下士官トシテ入隊サスバシト主張スル者マナアル實情ニアリ然レ共戰況タルヤ一二年ノ短期間ニ終結スルモノトハ思考セシムル現況ニ於テハ今遠ニ之ニ賛スルヲ得ズ醫學ハ人命ヲ對象トスルモノナルガ故ニ其ノ技術ハ飽ク近モ醫學ノ眞實ヲ究ムルヲ理想トシ而モ時局ノ要請ヨリマ最短期間内ニ之ヲ育成スルヲ要シ尚且其ノ水準ノ低下ハ極力之ヲ防止セサルヘカラス之言ヘクシテ行フコト甚ク困難ナリ然レ共時局ハ之ヲ命令シ國家ハ之ヲ要請スルコト急ナリ高難ヲ排シテ政行セサルヲ得ス今ヤ全醫學徒ハ瞬時動員可能ノ態勢下修學ニ専念セシメツアルノデアル自分ハ今茲ニ於テ殊更取立テテ申上グヘキ事トテハ無キモ親シク諸官ニ接ス

二軍内診療ノ本義ニ就テ

軍内診療ハ地方診療ト本質的差異アリ即チ軍ノ患者ハ命令ニ依テ易ク疾疾病ヲ恢復軽減スヘキ目的ヲ以テ軍内病院ニ派遣セラレタル者ニシテ入院療養即任務ニシテ軍醫ハ速カニ且完全ニ治癒^{セシム}不キ任務ヲ有ス故ニ患者ニ對シテハ必治ノ精神ヲ以テ療養ニ専念努力セシメ此ノ間自由意志ノ介在ヲ許サズ地方患者ニ在リテハ自前意志ニ基ク對個人的契約ニ過ギズ即診察料ト治療費トヲ支拂ヒテ一時的ニ醫者ヲ僱フト言フ言葉スラ生スル所以ナリ地方病院ニ在リテハ個人診療ニシテ對症療法乃至所謂臨床的診療ノ範圍ニ止リ契約ノ中斷ニ依リ治療ノ中ニテ未シ退院後ニ對スル保證ナシ然レドモ軍病院ニ於テハ患者ニ個人トシテ觀ル上ニ更ニ國家人トシテ觀ルガ故ニ其診療ハ臨床的範圍ニ止マラス更ニ治療見込者ニ對シテハ創面病癰治癒促進ト共ニ体力氣力ノ増進軍紀及内務訓練等ヲ行ヒ退院後ニ於ケル戦力ノ培養ニ資シ又除役見込者ニ對シテハ退院後ノ生産者トシテ或ハ國家ノ責任ニ於ケル社會的經濟的施設ノ觀念ヨリ完全ナル機能恢復職業準備教育產

業的整利手術精神指導精神的創成、治療的救済及恩給診斷業務等
多岐なる業務を遂行せしむる爲に、
其の組織を定むるに當り、
一、其の組織を定むるに當り、
二、其の組織を定むるに當り、
三、其の組織を定むるに當り、
四、其の組織を定むるに當り、
五、其の組織を定むるに當り、
六、其の組織を定むるに當り、
七、其の組織を定むるに當り、
八、其の組織を定むるに當り、
九、其の組織を定むるに當り、
十、其の組織を定むるに當り、
十一、其の組織を定むるに當り、
十二、其の組織を定むるに當り、
十三、其の組織を定むるに當り、
十四、其の組織を定むるに當り、
十五、其の組織を定むるに當り、
十六、其の組織を定むるに當り、
十七、其の組織を定むるに當り、
十八、其の組織を定むるに當り、
十九、其の組織を定むるに當り、
二十、其の組織を定むるに當り、
二十一、其の組織を定むるに當り、
二十二、其の組織を定むるに當り、
二十三、其の組織を定むるに當り、
二十四、其の組織を定むるに當り、
二十五、其の組織を定むるに當り、
二十六、其の組織を定むるに當り、
二十七、其の組織を定むるに當り、
二十八、其の組織を定むるに當り、
二十九、其の組織を定むるに當り、
三十、其の組織を定むるに當り、
三十一、其の組織を定むるに當り、
三十二、其の組織を定むるに當り、
三十三、其の組織を定むるに當り、
三十四、其の組織を定むるに當り、
三十五、其の組織を定むるに當り、
三十六、其の組織を定むるに當り、
三十七、其の組織を定むるに當り、
三十八、其の組織を定むるに當り、
三十九、其の組織を定むるに當り、
四十、其の組織を定むるに當り、
四十一、其の組織を定むるに當り、
四十二、其の組織を定むるに當り、
四十三、其の組織を定むるに當り、
四十四、其の組織を定むるに當り、
四十五、其の組織を定むるに當り、
四十六、其の組織を定むるに當り、
四十七、其の組織を定むるに當り、
四十八、其の組織を定むるに當り、
四十九、其の組織を定むるに當り、
五十、其の組織を定むるに當り、
五十一、其の組織を定むるに當り、
五十二、其の組織を定むるに當り、
五十三、其の組織を定むるに當り、
五十四、其の組織を定むるに當り、
五十五、其の組織を定むるに當り、
五十六、其の組織を定むるに當り、
五十七、其の組織を定むるに當り、
五十八、其の組織を定むるに當り、
五十九、其の組織を定むるに當り、
六十、其の組織を定むるに當り、
六十一、其の組織を定むるに當り、
六十二、其の組織を定むるに當り、
六十三、其の組織を定むるに當り、
六十四、其の組織を定むるに當り、
六十五、其の組織を定むるに當り、
六十六、其の組織を定むるに當り、
六十七、其の組織を定むるに當り、
六十八、其の組織を定むるに當り、
六十九、其の組織を定むるに當り、
七十、其の組織を定むるに當り、
七十一、其の組織を定むるに當り、
七十二、其の組織を定むるに當り、
七十三、其の組織を定むるに當り、
七十四、其の組織を定むるに當り、
七十五、其の組織を定むるに當り、
七十六、其の組織を定むるに當り、
七十七、其の組織を定むるに當り、
七十八、其の組織を定むるに當り、
七十九、其の組織を定むるに當り、
八十、其の組織を定むるに當り、
八十一、其の組織を定むるに當り、
八十二、其の組織を定むるに當り、
八十三、其の組織を定むるに當り、
八十四、其の組織を定むるに當り、
八十五、其の組織を定むるに當り、
八十六、其の組織を定むるに當り、
八十七、其の組織を定むるに當り、
八十八、其の組織を定むるに當り、
八十九、其の組織を定むるに當り、
九十、其の組織を定むるに當り、
九十一、其の組織を定むるに當り、
九十二、其の組織を定むるに當り、
九十三、其の組織を定むるに當り、
九十四、其の組織を定むるに當り、
九十五、其の組織を定むるに當り、
九十六、其の組織を定むるに當り、
九十七、其の組織を定むるに當り、
九十八、其の組織を定むるに當り、
九十九、其の組織を定むるに當り、
百、其の組織を定むるに當り、
百一、其の組織を定むるに當り、
百二、其の組織を定むるに當り、
百三、其の組織を定むるに當り、
百四、其の組織を定むるに當り、
百五、其の組織を定むるに當り、
百六、其の組織を定むるに當り、
百七、其の組織を定むるに當り、
百八、其の組織を定むるに當り、
百九、其の組織を定むるに當り、
百十、其の組織を定むるに當り、
百十一、其の組織を定むるに當り、
百十二、其の組織を定むるに當り、
百十三、其の組織を定むるに當り、
百十四、其の組織を定むるに當り、
百十五、其の組織を定むるに當り、
百十六、其の組織を定むるに當り、
百十七、其の組織を定むるに當り、
百十八、其の組織を定むるに當り、
百十九、其の組織を定むるに當り、
百二十、其の組織を定むるに當り、
百二十一、其の組織を定むるに當り、
百二十二、其の組織を定むるに當り、
百二十三、其の組織を定むるに當り、
百二十四、其の組織を定むるに當り、
百二十五、其の組織を定むるに當り、
百二十六、其の組織を定むるに當り、
百二十七、其の組織を定むるに當り、
百二十八、其の組織を定むるに當り、
百二十九、其の組織を定むるに當り、
百三十、其の組織を定むるに當り、
百三十一、其の組織を定むるに當り、
百三十二、其の組織を定むるに當り、
百三十三、其の組織を定むるに當り、
百三十四、其の組織を定むるに當り、
百三十五、其の組織を定むるに當り、
百三十六、其の組織を定むるに當り、
百三十七、其の組織を定むるに當り、
百三十八、其の組織を定むるに當り、
百三十九、其の組織を定むるに當り、
百四十、其の組織を定むるに當り、
百四十一、其の組織を定むるに當り、
百四十二、其の組織を定むるに當り、
百四十三、其の組織を定むるに當り、
百四十四、其の組織を定むるに當り、
百四十五、其の組織を定むるに當り、
百四十六、其の組織を定むるに當り、
百四十七、其の組織を定むるに當り、
百四十八、其の組織を定むるに當り、
百四十九、其の組織を定むるに當り、
百五十、其の組織を定むるに當り、
百五十一、其の組織を定むるに當り、
百五十二、其の組織を定むるに當り、
百五十三、其の組織を定むるに當り、
百五十四、其の組織を定むるに當り、
百五十五、其の組織を定むるに當り、
百五十六、其の組織を定むるに當り、
百五十七、其の組織を定むるに當り、
百五十八、其の組織を定むるに當り、
百五十九、其の組織を定むるに當り、
百六十、其の組織を定むるに當り、
百六十一、其の組織を定むるに當り、
百六十二、其の組織を定むるに當り、
百六十三、其の組織を定むるに當り、
百六十四、其の組織を定むるに當り、
百六十五、其の組織を定むるに當り、
百六十六、其の組織を定むるに當り、
百六十七、其の組織を定むるに當り、
百六十八、其の組織を定むるに當り、
百六十九、其の組織を定むるに當り、
百七十、其の組織を定むるに當り、
百七十一、其の組織を定むるに當り、
百七十二、其の組織を定むるに當り、
百七十三、其の組織を定むるに當り、
百七十四、其の組織を定むるに當り、
百七十五、其の組織を定むるに當り、
百七十六、其の組織を定むるに當り、
百七十七、其の組織を定むるに當り、
百七十八、其の組織を定むるに當り、
百七十九、其の組織を定むるに當り、
百八十、其の組織を定むるに當り、
百八十一、其の組織を定むるに當り、
百八十二、其の組織を定むるに當り、
百八十三、其の組織を定むるに當り、
百八十四、其の組織を定むるに當り、
百八十五、其の組織を定むるに當り、
百八十六、其の組織を定むるに當り、
百八十七、其の組織を定むるに當り、
百八十八、其の組織を定むるに當り、
百八十九、其の組織を定むるに當り、
百九十、其の組織を定むるに當り、
百九十一、其の組織を定むるに當り、
百九十二、其の組織を定むるに當り、
百九十三、其の組織を定むるに當り、
百九十四、其の組織を定むるに當り、
百九十五、其の組織を定むるに當り、
百九十六、其の組織を定むるに當り、
百九十七、其の組織を定むるに當り、
百九十八、其の組織を定むるに當り、
百九十九、其の組織を定むるに當り、
百十、其の組織を定むるに當り、

次に軍内診療ハ如何ナル体系ノ下ニ運行セラレリヤニ就テハ諸官ハ既ニ承知
ノ通りナルガ本日多數軍内見習士官ノ諸子ノ爲ニ一言述ビントス本軍
内診療体系ハ滿洲軍變ヨリ軍内診療ノ体系ヲ確定セラレタルモノニシテ其ノ以
前ノ戦争時ニ於テハ見ラレザルコトナリ即診療業務ハ最前線ノ衛生機關
ヨリ兵站病院更ニ内地各陸軍病院ニ至ル迄一定ノ流レニ依リテ運送セラレオ
ルモノナル中ニハ患者ニシテ毎日何モ治療ラシキ事モシテ責ハスト言ヒ又
ハ軍醫ニシテ何等醫者ラシキ診療モ出来ヌ面白クモナシトテ不平ヲカコ
ノ無キニシモアラズ之己ノ屬スル衛生機關ノ如何ナル任務ヲ有スルヤ其ノ

把握認識ノ不十分不正確ナルニ依リテハ陸軍軍醫ニハ陸軍軍醫トシテ任務アリ
リ陸軍病院ニハ陸軍病院トシテノ任務アリ而シテ現在ノ如キ状態下ニ在リテ
ハ有能熟練ノ軍醫ヨリ有ニル箇所ニ配分スルノ餘裕ナク必要ナル人員必要ナル
資材必要ナル技術ヲ重点的ニ配置シテ診療ノ完璧ヲ期セサルヲ得サル事實
状態在リ患者ハ此ノ診療体系ノ流レニ沿ッテ次々ニ移動スルモノニシテ從
ッテ途中ノ或衛生機關ニ於テ其ノ任務ニ忠實ナラザルコトアラシク患者ハ直
ニ一ヶ所ニ停滞シ折角ノ診療ノ体系モ直ニ破壊セラルルノ運命ニ立至リヌ
ヘシ之各自ガ自己ノ屬スル衛生機關ノ任務ヲ十分ニ且正確ニ把握スル
事ノ所要ナル所以ナリ

四病床日誌記載ニ對スル熱意ニ就テ
敢テ當病院トシテ譯ニアラズ衛生部ノ諸官ハ病床日誌ニ對シテ果シテ熱意
アルヤ否ヤヲ疑ハシムルモノナキヲ係シ難シ諸官ノ自ラ筆ヲ取ッテ書カレレバ
誌ハ諸官ノ名ト共ニ永久ニ残ルモノデアルカラ諸官ハ之ヲ記録ニ當リテハ最高
醫學ノ金字塔タラシムルノ抱負ト氣魄トヲ持テ全智全能ヲ發揮スヘキヲ
アル而シテ日誌ハ患者ト共ニ最前線カラ次々ニ幾多ノ衛生機關ヲ経テ病

ノ手ニ達スルモノデアル。最前線ニ於テ果シテ如何ナル診療ヲ行ヒオレヤ其ノ
診療ハ果シテ現代醫學ノ最高水準タルベキモノナリヤ諸官ハ之ヲモ檢
討セラルルノ要アリ又諸官自ラ手ヲ取ツテ記載セラレル病床日誌、記事ハ
現代醫學ノ最高水準ヲ行フモノタラザルベカラス軍陣醫學ハ一般醫學
ノ基礎ノ上ニ打建テラレル日最高醫學ナリトノ抱負ト信念トヲ持シ研鑽
怠ルコトアルベカラス

其ノ病床日誌ヲ通覽セシカ其ノ時代ノ醫學ノ最高水準ヲ窺フニ足ルモ
ノタラザルベカラス而シテ又患者ノ診療ニ當リテハ其ノ局所所見ニ止
ラス必ズ全身所見ニ注意シ肉体的精神の創痍ノ治療保存能力ノ
活用即チ職業準備教育産業的整形手術等醫學的治療ニ對シ醫學
ハ常ニ現代最高醫學ノ粹ヲ以テ綜合診療スルコトヲ要ナリ

五 診療ニ関シ所在各部隊間ノ親和交流ニ就テ

聞ケバ當病院ニテハ所在各部隊ノ間ニ於ケル診療關係円滑ニ交流シテ
リトノ事ニ甚ダ喜バシキ狀況ニ在リ某地ニ於テハ部隊ヨリ患者ヲ入院
セシメレバ所見ナシトテ直ニ退院セシメ隊ニテハ所見アリトテ又々直ニ再入院

サセル等ノ事實アリテ其ノ円滑ヲ缺キ患者コソ迷惑至極ナリヒテハ衛生
部員ノ鼎ノ輕重ヲ問ワルルコトトナリ其ノ權威ヲ失墜スルコト甚ク大ナリ
陸軍病院ハ各部隊ヨリノ入院患者アリテ特殊ノ地位ヲ占ムルモノニシテ特
ニ所在各部隊トノ交渉ハ円滑ナラザルベカラス病院附軍醫タルモノハ病院
ヲ自己占有ノ病院ト思惟スベカラス又隊附軍醫タルモノハ病院ヲ他所病
院ト思フベカラスオオ吾等ノ病院ナリトノ信念ヲ持シ而シテ患者ハ命令
ヲ以テ入院セシムルモノナレバ隊附軍醫ハ勿論中隊長ノ職モ必ズ之ヲ病棟
ニ見舞フノ義務アリ又隊附軍醫ハ患者ノ直屬上官タル中隊長大
隊長聯隊長ヨリ何時入院患者ノ狀況ヲ聞カレテモ直ニ其ノ狀況ヲ答へ傳
ル丈ニ病床ヲ承知シアラザルベカラス而シテ陸軍病院ハ其ノ診療ト言フ特殊
機關タルノ地位ヲ認識シ所在各部隊間ノ交流親和ヲ推進セントスルノ役目ヲ以
テ自ら任ズルノ度量ト氣魄トヲ必要トス

六 近ノ第一線ニ赴任スル見習士官ニ對シテ

此ノ中ハ近ノ第一線ニ赴ク豫定ノ見習士官ノ諸君カ相當級オラレトコト
ノ事ヲ知ルベシト欲スオ第一線ニ近ク赴任セラレル諸君ノ勿論ナル内地居ル

ニト臨之何事ノ第一線ニ在リモノナリ思フ致ス時何レモ心傳ヘキコトト信ズル

現下ノ狀況下ニ於テハ第一線ニ赴ク途上或ハ内地ニ於テモ何時迄戦狀能ニ於テ生死ノ間隙ニ立ツコトナキヤラ保シ難イ其ノ間ニ立ツテハ人間タル以上夫々ノ苦惱ナキヤラ保シ難ク真劍ニ死生ヲ考ヘルニ至ルト思惟ノ巻問も死生觀ニ徹セ直ト言ワレルが生ヲ考ヘルカラコソ死ヲ恐レ死ヲ怖レルカラコソ生ヲ考ヘルモノニシテ死生ノ觀念念頭ニアル限り所謂死生觀ニ徹スルコト不能ナルベシ白カハ思フ即チ信務觀念ニ徹スルコトナリ仕務觀念ニ徹スルニ於テハ其ノ間生死ナク懸隔ナカルベシ只々如何ニシテ仕務ヲ達成スニキヤラ日夜苦心スルノミナリ仕務達成ノ爲ニハ死生問フ所ニアラス仕務達成ノ爲ニハ生死モナシ如キ觀念ニ徹スルニ於テハ先風骨月夜ニ思ハスルモノアリ諸子ハ今自分ノ言フコトヲ何氣ナク又何言ツテ居ルカト思フテ聞カレルヤモ知レサルニ夜日寧寐ニ或開場觀ニ立テル時始メテ醫務高長ノ今ノ言ハシキニ思ヒ起サレルコトアラント思フ戰時訓ニ示サレタル死生觀ニ能テ熟讀玩味スル必要トス次ニ第一線ノ診療ナルカ内地病院ニ在

リテハ恐ラク想像ヲ絶スルコト多クブルベク不自由ノ極ナルコトアルベシ自分ハ先般東南方太平洋第一線ヲ觀察シタカ彼補給困難ニシテ物資貧乏シアルニ拘ラズ創意工夫ヲ凝ラシ完全ニ衛生勤務ヲ達成シツツアル狀況ヲ視テ感謝感激ニ堪ヘサル所ナリ然ルニ或一ヶ所テ一醫官ガ自分醫局高デ使ヒ馴レタ醫療器械ヤ藥物ガ無クテ思フ様ナ診療出来ズト託ツテ聞キテ「ジヤングル」ノ内テ膝ヲ交ヘテ懇談セシコトアリ「無キガ故ニ出来ズトスルニ於テハ戦ハ既ニ敗レタルナリ困苦缺乏ニ耐ヘ工夫ヲシテ何トシテモヤルコソ肝要ニシテ東條大臣ノ常ニ言ハルル「不可能ヲ可能ニスル」コノ氣魄ト心構ヘコソ肝要ナリ諸官ハ或ハ一週間ニシテ出征スルマ或ハ尚數ヶ月止マルヤ不知ナルモ此ノ待機ノ期間ニ於テ諸子ハヨリ第一線ノ狀況ヲ認識シ各方面ノ知識ヲ得ルノ絶好ノ機會タリ自分ハ南方ノ第一線ニ立ナテ一木一草ト雖モ其ノ知識ヲニアラバ或ハ食膳ニ供シ或ハ藥物代用トシテ使用スル事カ出来ルコトヲ思ヒ己ノ智識ノ尚足ラサルヲ恥ヂタル次第ナリ諸官ハ此ノ待機ノ期間ヲ活用セラレ末ルキ日勇ンデ第一線ニ赴カレンコトヲ望ム次第ナリ尚更ニ申シ度キコト多クアルモ時間都合上此ノ條ニ

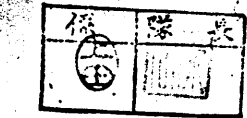
止メ諸官ノ武運長久ヲ祈リ元氣ヲ征カレシコトヲ祈ル次第ナリ又當
 病院ニ於テハ諸官ハ軍醫部長ノ指導ノ下病院長ヲ中核トシテ各
 々任務ニ邁進シ病院ノ成果向上ニ努カマレンコトヲ望ム

廻	覽	隊	長	將	校	准	尉	曹	長	給	養	係	主	計	兵	器	衛	生	分	隊	次

極秘

昭和十九年七月
陸軍省印刷

訓示



大東亞戰爭茲ニ二年有八ヶ月皇軍ハ御稜威ノ下全力ヲ奮テ交
 戰ノ事ニ從ヒ其ノ威武中外ニ宣揚ス然リト雖モ戰局今ヤ振古未
 曾有ノ難關ニ臨ミ皇國正ニ興廢ノ關頭ニ在リ

此ノ秋ニ方リ元憲ニ親任ヲ辱ウシテ軍政變理ノ大任ヲ拜ス洵
 ニ恐懼感激ニ堪ヘス

本官不敏ト雖モ前大臣ノ偉蹤ヲ繼キ蹇々匪躬ノ節ヲ致シ誓テ
 聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

全軍將兵舉ツテ挺身難ニ赴キ宜戰ノ大詔ニ示シ給ヘル戰爭目的
 完遂ニ徹底シ凡有困難ト障礙トヲ克服シテ戰勝獲得ニ邁進シ以

4

テ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期セサルヘカラス
 此ノ途ハ固ヨリ愈々 聖諭ヲ奉體シ前大臣屢次ノ訓示ヲ實踐ス
 ルニ在リト雖モ現下重大ノ戦局ニ鑑ミ特ニ就任ニ方リ本官ノ要
 望ヲ明示スルトコロアラントス

一 必勝ノ信念ヲ堅持シ愈々 闘魂ヲ振起スヘシ
 一 軍ノ一致團結ハ勿論陸海軍眞ニ渾然一體益々其ノ協同ヲ緊
 密ナラシムヘシ

一 軍紀ヲ振作シ秘密ヲ嚴守シ特ニ軍内部ノ人的物的ノ状態ヲ
 不用意ニ漏洩シ自ラ不規律ヲ犯スヲ誠ムルヲ要ス

一 處事最モ神速ニシテ機ヲ逸セサルヲ要ス
 一 反撃戦力ノ造成就中航空戦力等精銳喫緊兵備兵器ノ擴充整

備ニ舉ツテ力ヲ傾注スルト共ニ最終ノ勝利獲得ノ爲ノ準備ニ

遺憾ナカラシムヘシ

一 内外ニ於ケル敵側ノ謀略宣傳ヲ嚴ニ打破潰滅スルヲ要ス
 右訓示ス

昭和十九年七月二十三日

陸軍大臣 杉 山 元

廻覽		隊
	長	將校
	准	尉
	曹	長
	給	養係
	主	計
	兵	器衛生
	分	隊
	長	

係	隊長

訓示

國歩漸ク難キノ秋死生ヲ偕ニスベキ兵團長ト
 一堂ニ會シ其ノ雄風ニ接シテ所懷ヲ開陳スルノ
 機ヲ得タルハ本職ノ寔ニ本懷トスル所ナリ

曩ニ本職ハ雲立ッ大内山ニ召サレシニキリ
 軍統率ノ重責ニ享ク恐懼感激何ヲ以テカ

之ニ答日エン

惟ニ賤古ノ危局ニ直面セル皇國ガ爲米
擊滅シテ巨淵ニ既倒スルニ天賦ノ才
復ノ間ニ在リ而テ軍ノ此スル南西諸島
地タル正ニ其ノ運命ヲ決スベキ決勝會戰場
タルノ公算極々大ニシテ實ニ皇國ノ興廢ヲ
雙肩ニ負荷シテ要位ニ在リ
仍チ本職深ク決スル所ヲ恭シク

明勅ヲ奉シ慎ミテ前官ノ偉蹟ヲ踏ミ

堅ク部下將兵ノ忠勇ニ信倚シ壯嚴ニシテ
雄渾ナル會戰ヲ斷行シ誓ツテ完勝街道ヲ
薦進シテ

聖旨ニ對エ奉ラシコトヲ期ス

之ガ爲茲ニ本職統率ノ大綱ヲ披握シテ要
望スル所アラントス

第一『林巖ナレ軍紀ニ下鉄石ノ團結ヲ固成ス』

常佳坐臥常ニ

勅諭ヲ奉體シテ其理ニ邁進スル

特ニ上下相共ニ禮讓ヲ守リ隊長中心

トシテ融々和樂ノ間明潤達戰闘苛

烈ヲ極ムルニ至ルモ糸亂レザル鞏固ナル團結

ヲ固成スベシ

然レドモ非違アラバ斷乎之ガ芟除此ニ

ノ躊躇アルベカラズ

第二『敢闘精神ヲ發揚スベシ』

深刻ナル敵愾心ヲ湧起シテ常在戰場ノ

矜持ニ作戦準備ニ邁進シテ必勝信念

ヲ固メ敵ノ來攻ニ方リテ戰闘慘烈極所ニ

至るまで最後之兵に至る迄敢闘精神を堅持
シ泰然トシテ敵ノ撃滅ニ任ゼザルカラズ
第三『速カニ戦備ヲ救兵且訓練ニ徹底シ斷シテ
不覺ヲ取ルベカラズ』

敵ノ奇襲ニ對シ備ヲシテ築城ノ重點主義ニ
徹シ時日ヲ許サバシヨ普遍化シテ難攻
不落ノ要塞タラシムト共ニ訓練ヲ精到ニシテ

精銳無比ノ鋼鐵軍タラシメ以テ敵ノ奇正
兩様ノ猛攻ニ遇フモ斷乎之ヲ撃滅スルヲ要
ス。

第四『海軍、航空及船舶ト緊密ナル協同連繫
ヲ保持スベシ』

今次作戰ノ成否ハ陸海空船四者ノ協同ニ懸
ルヲ極メテ大ナリ宜シク進ンデ關係部隊ト

連絡シ特ニ精神的連繫ヲ保持シ之ガ統合戰
カノ發揮ニ勉ムベシ

第五 現地自活ニ徹スベシ

極力資材ノ節用、増産貯藏等ニ勉ムル
ト共ニ創意工夫ヲ加ヘテ現地物資ヲ活用シ
一木一草ト雖モ之ヲ戦力化スベシ

第六 地方官民ヲ喜ニテ軍ノ作戰ニ寄與シ進ニ

進ニテ防衛スル如ク指導スベシ

之ガ爲懇心ニ地方官民ヲ指導シ喜ニ軍
ノ作戰準備ニ協力セシムルト共ニ敵ノ來攻
ニ方リテハ軍ノ作戰ヲ阻碍セザルミナラズ
進ニテ戦力増強ニ寄與シテ郷土ヲ防衛
セシムル如ク指導スベシ

第七 防諜ニ嚴ニ注意スベシ

2500(19) 國 昭 19.4~8
 2500(18) 著 訓令並訓練級 保管
 受入年月日 33.4. 数量 / 換
 和 三浦正治 大佐 西中尉 備 発行年 19.4~8
 洋 一復 二復 区勢乃松 考 頁數
 著者名 三浦正治
 発行所 陸軍建設部第6中隊
 使用 著 氏 年 月 日 借入者 氏 納
 所 氏 氏 年 月 日 借入者 氏 納
 三浦正治 昭 11.4
 安部 昭 8.8 昭 8.9
 三浦乙 昭 12.4 昭 12.7

本土周辺
 昭 19.4~8 在 動
 訓令並訓練級
 貸出中
 昭和 19.4~8
 動 訓令並訓練級

覽 廻	隊長
	將校
	准尉
	曹長
	給養係主計
	兵
	衛生
	分
	隊
	長

右訓示
 尚細部
 昭和十九年八月三十日可
 軍司令官
 牛島 満

